

平成24年(㉮)第262号、同第318号

関西電力大飯原子力発電所3号機、4号機運転差止仮処分命令申立事件

債権者 262名

債務者 関西電力株式会社

主張書面(4)

平成24年8月13日

大阪地方裁判所 第1民事部合議係 御中

債権者代理人 弁護士 冠 木 克 彦

同 弁護士 武 村 二三夫

同 弁護士 大 橋 さ ゆ り

復代理人 弁護士 高 山 巖

同 弁護士 瀬 戸 崇 史

8月10日に提出された債務者の主張書面について、念のために指摘すべき点について、以下のとおり主張する。

記

第1 あるべき安全設計審査指針類は存在しないこと

1 債務者の主張（安全設計審査指針等が存在すること）

債務者は、「現在も「発電用軽水炉施設に関する安全設計審査指針」（以下、「安全設計審査指針」という）等の審査指針等は明確に存在する」、「形式的にも実質的にも安全設計審査指針等が存在しない状態でないことは明らかである」と主張する。

そして、債務者は、現在も安全設計審査指針等が存在することの証左として、平成24年3月1日の時点において、東北電力女川原子力発電所の原子炉設置変更につき、原子力安全委員会が、安全設計審査指針等に基づき審査（以下「本件調査審議」とする。）している（乙22）ことを挙げる。

2 債権者の反論

（1）はじめに

本件調査審議に用いられた安全設計審査指針類は、現在、見直し作業中の審査指針類には該当しないものであることから、上記債務者の主張が妥当でないことを以下、詳論する。

（2）現在見直し作業が行われている安全設計審査指針類について

債権者主張書面（2）（平成24年5月21日付）7頁～11頁のとおり、安全設計審査指針類は、現在見直し作業中であって、本日時点では、いまだ見直し作業は完了していない。

そして、かかる見直し作業の対象となっている安全設計審査指針類は、原発事故時、原子炉を「止める」「冷やす」「閉じ込める」機能に関わる部分である（甲2、甲63、甲64、甲65）。

(3) 乙22に関する原子力安全委員会の調査審議の内容

債務者は、平成24年3月1日の時点において、東北電力女川原子力発電所の原子炉設置変更につき、原子力安全委員会が、安全設計審査指針等に基づき調査審議している(乙22)ことから、安全設計審査指針等が現在も存在するとしている。

そこで、本件調査審議の具体的内容をみるに、当該調査審議は、「固体廃棄物貯蔵設備の増設」に関するものであり(乙22「(別紙1)2. 変更内容」「(別紙2)2. 変更内容」 なお、「固体廃棄物貯蔵設備」とは定期検査に使用した布やゴム手袋など低レベル放射性廃棄物を貯蔵する施設のことである。)、調査審議の内容は、①上記施設の増設について、申請者(東北電力)に、その設置等に必要な技術的能力が存するかに関する点(乙22「(別紙1)4. 調査審議の結果」)、および、②上記施設の貯蔵保管する能力の増加に伴う設計上の考慮、周辺の放射線防護、放射線従事者の放射線防護等についての確認にある(乙22「(別紙2)3. 3 調査審議の事項」1行目～3行目)。

そして、各々の調査審議に用いられた審査指針は、①「原子力事業者の技術的能力に関する審査指針」(乙22「(別紙1)1. 2 審査指針等」)および②「安全設計審査指針」「重要度分類指針」「耐震設計審査指針」「火災防護審査指針」(乙22「(別紙2)1. 2 審査指針等」)とされている。

(4) 本件調査審議に用いられた審査指針が見直し作業中の審査指針類とは基本的に無関係のものであること

本件調査審議に用いられた①「原子力事業者の技術的能力に関する審査指針」(乙22「(別紙1)1. 2 審査指針等」)は、原子力事業者が、核燃料物質等の加工、貯蔵、再処理および原子炉の設置に関し、その事業を的確に遂行するに足りる技術的能力を有していることについての適合性審査のための審査指針であり、原発事故時の原子炉を「止める」「冷やす」に関わる審査指針ではない。

また、②の調査審議(乙22(別紙2)の調査審議)も、原子炉以外の施設で

ある固体廃棄物貯蔵設備に関する耐震性および火災防護に関する審査である（乙22「(別紙2)3.3調査審議の事項」）。すなわち、本件調査審議の際に用いられた審査指針も、固体廃棄物貯蔵設備についての耐震性、火災防護に関するものに過ぎず、原発事故時の原子炉を「止める」「冷やす」に関わる審査指針ではない。

以上より、本件調査審議の際に用いられた審査指針は、現在見直し作業中の審査指針類とは無関係のものなのである。

(5) 小括

債務者は、平成24年3月1日付の原子力安全委員会の調査審議において安全設計審査指針等が用いられていることから、現在も安全設計審査指針等は明確に存在すると主張する。

しかし、上述のとおり、本件調査審議において用いられた審査指針は、見直し作業中の審査指針類とは無関係のものであり、いわば、これら見直し作業と無関係の審査指針類は、現在も有効に存在すると言えるものである。

したがって、平成24年3月1日付の原子力安全委員会の調査審議において安全設計審査指針等が用いられているとの一事をもって、すべての安全設計審査指針類等が原子炉の審査基準として有効に存在するとは到底言えない。

債権者がこれまで繰り返し主張してきたことであるが、安全設計審査指針類は、その大部分が現在見直し作業中であり、あるべき安全設計審査指針類は現状存在しないのである。そうである以上、債務者は、本件原子炉について安全設計審査指針類適合性を主張立証できるはずもなく、債務者は、本件原子炉が安全性に欠けることがないことを、相当の根拠を示し、かつ、必要な資料を提出した上で主張・立証できていないのである。したがって、本件原子炉の周辺住民（債権者）の生命、身体、健康が侵害される具体的危険性の存在が推認されることは明らかである。

第2 制御棒挿入の評価基準値2.2秒について

(1) 制御棒挿入時間の評価基準値が2.2秒であることについては争いはない。本件大飯発電所3号機、4号機の設置に際しての許可(甲108 大飯発電所原子炉設置変更許可申請書(3、4号炉増設))において、その10-1-9の頁に「制御棒クラスタ落下開始から全ストロークの85%挿入までの時間が解析上重要であり、この時間を2.2秒としている」と明記されている。

この事について争いはなく、かつ、この2.2秒をこえて運転できないということについても争いはない。債務者の8月10日付主張書面10頁において原子力安全・保安院の発言を引用し「当該挿入時間を変更する場合には」「設置変更許可を受ける必要がある」、そうでない限り、この2.2秒以内という制限を「逸脱するような運転を行っても構わないという趣旨で行ったのであれば問題」として、2.2秒を超える運転はできないことを確認している。

(2) ここまで何の争いもないのに、債務者はこの評価基準値を「事故等を想定した安全解析の計算条件として設定した時間であり、安全性を判断する直接の指標ではなく、安全解析の結果から得られた時間でもない。そのため、この時間を超えたとしても、上記のとおり、約1.1秒までは重大な事故につながらず、安全性が確保されるものである」と主張する。

では、「安全性が確保される」にもかかわらず、2.2秒を超えて運転することは何故許されないのか。安全性と無関係であると何故主張できるのか。

自らが「解析上重要であり、この時間を2.2秒とする」と設定している基準を、債務者はいとも簡単に安全上問題ないとして投げ捨てる。この安全性に対する無神経さは驚くばかりである。

(3) 評価基準値について、債務者は、「評価基準値2.2秒とは、本件発電所増設に伴う原子炉設置変更許可申請における、事故等を想定した安全解析の計算条件として設定した時間であり、安全性を判断する直接の指標ではなく、安全解析の結果から得られた時間でもない」と述べる。

しかし、2.2秒の規定は、設置変更許可申請書の「添付十」(甲108)のI.

安全評価に関する基本方針の中で位置づけられている基準である。

その中の「1. 2 主要な解析条件」（10-1-7）の冒頭に「事故時の異常な過渡変化の解析及び事故解析に当たって、特記しない限り共通に用いている解析条件及び考慮すべき事項について記載する」として、すべての事故に共通の解析条件であることを明記している。そして、その中の「1. 2. 3 原子炉トリップ特性」において、2. 2秒を規定している。

したがって、2. 2秒は単なる計算条件というようなものではなく、安全解析全般にわたる共通の解析条件である。

(4) 債務者も「連動したとしても制御棒挿入時間は評価基準値である2. 2秒以内に納まる」として、明らかに2. 2秒を基準値として扱っており、ただ、「参考として」「約1.1秒までは重大な事故につながらず安全性が確保される」などと言うのは、「勝手に述べている」だけである。

なお、甲第55号証をもって「評価基準値そのものも余裕をもって設定されている」というのは当たり前のことであって、どんな安全上の基準値でも安全裕度を見込んで設定されるものであるから当然である。

(5) 債務者は2. 2秒を超えてもなんの心配もないかの如くに主張しているが、2. 2秒を超えた場合は、燃料被覆管の温度が急上昇し、水との発熱反応を起こし、それでまた温度が上昇するという危険な領域に入ると考えるべきである。

第3 制御棒挿入時間1. 88秒について

1 債権者の求釈明と債務者の釈明

債務者は2012年（平成24年）5月17日付主張書面で、「本件発電所の基準地震動 Ss-1 に対する制御棒挿入時間は、1. 88秒である」との主張を突然行った。

これに対して債権者は2012年（平成24年）7月6日付主張書面（3）p 7において「この『1. 88秒』なる制御棒挿入時間は原子力安全・保安院など

国の原子力機関に正式に提出している制御棒挿入時間なのか否か。もし提出しているというなら、いつ、どの機関に、いかなる文書として提出しているか明らかにされたい」と釈明を求めた。

債務者は2012年（平成24年）8月10日付主張書面p10において『正式に』という趣旨が不明であるが、債務者は、原子力安全・保安院に対して、当該評価結果について説明を実施しており、原子力安全・保安院は、その内容を用いて、本年3月13日に開催された発電用原子炉施設の安全性に関する総合的評価検討会において説明を行っている」と釈明した。

2 設置変更許可と耐震バックチェック

大飯原発3号機、4号機の増設時には債務者はその設置変更許可申請書を提出し（甲108）、耐震性に関しては当時の「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」等の耐震安全性に係る安全審査指針類の適合性が審査され、原子炉規制法24条2項、26条1項により原子力安全委員会の答申（乙27）を経て、同法通商産業大臣の許可がなされた（乙23）。

その後の2006年（平成18年）9月19日付で原子力安全委員会により「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」等の耐震安全性に係る安全審査指針類が改訂された（改訂後の指針類を以下「新耐震指針」という）。この改訂を受け原子力安全・保安院は、同年9月20日「新耐震指針に照らした既設発電用原子炉施設等の耐震安全性の評価及び確認に当たっての基本的考え方ならびに評価手法及び確認基準について」（バックチェックルール）を策定し、各電力会社に対して稼働中の発電用原子炉施設等について、新耐震基準に照らした耐震安全性評価（耐震バックチェック）の実施を求めた。債務者は、2008年（平成20年）3月31日大飯発電所に係る耐震バックチェックの中間報告書を提出し、また2009年（平成21年）3月31日中間報告書の追補版を提出した（以上乙2p1）。

3 制御棒挿入時間1.88秒は耐震バックチェックで示されていない。

原子力発電所の耐震性については、発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令（昭和四十年六月十五日通商産業省令第六十二号）が

（耐震性）

第5条 原子炉施設並びに一次冷却材又は二次冷却材により駆動される蒸気タービン及びその附属設備は、これらに作用する地震力による損壊により公衆に放射線障害を及ぼさないように施設しなければならない。

2 前項の地震力は、原子炉施設ならびに一次冷却材により駆動される蒸気タービンおよびその附属設備の構造ならびにこれらが損壊した場合における災害の程度に応じて、基礎地盤の状況、その地方における過去の地震記録に基づく震害の程度、地震活動の状況等を基礎として求めなければならない。

（安全保護装置）

第二十二條

原子力発電所には、安全保護装置を次の各号により施設しなければならない。

一 運転時の異常な過渡変化が生じる場合又は地震の発生等により原子炉の運転に支障が生じる場合において、原子炉停止系統及び工学的安全施設と併せて機能することにより燃料許容損傷限界を超えないようにできるものであること。

とそれぞれ定めている。上記22条1号は、地震の発生などにより原子炉の運転に支障が生じる場合に、燃料許容損傷限界を超えないように原子炉が停止できることを求めているが、この観点から制御棒挿入時間が問題となり、大飯発電所では、2.2秒が評価基準値とされている。すなわち地震の発生などの場合の制御棒挿入時間がこの評価基準値を超えないことが求められている。債務者は、この耐震バックチェックの中間報告にいたるまで、制御棒挿入時間を2.16秒として評価基準値2.2秒を満たしているとしており、これに対して原子力安全・保

安院は審査を行いその評価をしている（乙2 p 37 表7.3.4）。これはさらに原子力安全委員会においても審査され評価をうけている（乙29）。

基準地震動 S_s に対する制御棒挿入時間1.88秒なるものは、上記の耐震性バックチェックで債務者は原子力安全・保安院などに示しておらず、従って同院などの審査・評価を受けたものではない。債務者は、上記のように原子力安全保安院に対して説明を行ったなどとするが、まさに耐震安全性の問題としては設置変更許可申請、あるいは上記の耐震バックチェックで制御棒挿入時間が問題とされるところ、これらにおいては制御棒挿入時間1.88秒は提出されておらず、従って原子力安全・保安院の審査・評価もうけていない。債務者も制御棒挿入時間2.16秒については国の審議で評価を受けたとするが（債務者平成24年8月10日付主張書面 p 11 上から4行目以下）、制御棒挿入時間1.88秒についてはそのような主張はしていない。

2012年3月13日開催の発電用原子炉施設の安全性に関する総合的評価（ストレステスト）検討会における説明を云々するが、原子力安全・保安院による発電用原子炉施設の安全性に関する総合評価なるものは、「福島第一原子力発電所事故を踏まえ、既設の発電用原子炉施設について、設計上の想定を超える外部事象に対する頑健性に関して総合的評価を行う」ものであり、「何らかの基準に対する合否判定を目的とするものではな」いとされている（甲48 p 1）。従ってそこではそもそも指針類にかかる耐震安全性が問題にされ、制御棒挿入時間が検討され、評価されるものではなかった。乙28においても、債務者が「1.88秒で挿入されるとしている」という債務者の主張を紹介しているのみであり、その是非を審査し評価したとはしていない。同日の速記録（甲124）では、原子力安全・保安院の名倉安全審査官が、関西電力の方で準備を進め、それが2月下旬くらいに完了したということで今回その結果を聞き取った、という発言をしていることが確認できる。

4 結論

債務者が主張する上記制御棒挿入時間 1.88 秒なる数字及びその算定方法については、原子力安全・保安院が実施を求めてきた耐震バックチェックにおいても債務者は提示しておらず、従って原子力安全・保安院の審査や評価すらうけていないものである。

第 4 大飯原子力発電所敷地内の F-6 破砕帯は活断層の可能性あり

1 債権者らは、本件発電所敷地内の F-6 破砕帯が活断層である可能性があるとして複数の活断層の専門家が指摘していることを根拠に、F-6 破砕帯が活断層である可能性が払拭されるまで、本件発電所を稼働させるべきでないとの主張を行った。

これに対し、債務者は、①昭和 60 年の本件発電所増設に伴う原子炉設置変更許可申請時、及び②平成 18 年の発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針の改訂に伴う耐震安全性評価において、F-6 破砕帯に関する調査・評価を実施し、F-6 破砕帯が耐震設計上考慮する活断層ではないことを確認した、と述べ、F-6 破砕帯は本件発電所の安全性に影響を与えるものではないと反論する。

2 債務者の反論は、結局、債務者による情報隠し及び再調査の結果を待たない性急な再稼働へのあからさまな欲望について、見事に口を拭い、反論の呈をなしていないという他ない。

なぜならば、債権者らが問題にしているのは、①昭和 60 年の本件発電所増設に伴う原子炉設置変更許可申請時には、申請書に北西側側壁基底部スケッチ（甲 89 6-8-190）が添付されていたにもかかわらず、②平成 18 年の発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針の改訂に伴う耐震安全性評価において、上記スケッチが省かれており、担当委員らは上記スケッチを見ることなく、「F-6 破砕帯については、少なくとも後期更新世以降に活動したものではない」として、F-6 の最近の活動性を否定し活断層ではないとの判断をしてしまった、という点だからである。

今般、渡辺満久・東洋大教授（変動地形学）は、北西側側壁基底部スケッチ（甲 89 6-8-190）を見る限り、F-6 破砕帯が活断層である可能性が指摘できるとの結論を示しているのである（甲 90）。

また、②の耐震安全性評価時にも委員であり、現在の「地震・津波に関する意見聴取会」の委員でもある杉山雄一氏（産業技術総合研究所主幹研究員）も、大飯原発の破砕帯について、「敦賀の経験を踏まえ、現地で破砕帯をもう一度調査すべきだろう。過去の調査記録も一部しか見ていないので全部確認すべきだ」と述べる（甲 104）。

これら専門家の意見を無視できなくなった原子力安全・保安院は、本年6月28日の「地震・津波に関する意見聴取会」において大飯原発の破砕帯問題を議題として追加することを決定したが、7月3日開催の「地震・津波に関する意見聴取会」までに、債務者は関係資料を提出しなかった（甲 106）。

その後、債務者はようやく7月17日の「地震・津波に関する意見聴取会」へ「大飯発電所 敷地内の破砕帯について」と題する報告書を提出したが（甲 118）、専門家から「その活動性を完全に否定するためには現状の資料では十分でなく、現地の直接確認が必要、との意見が大勢であった」ことから、翌7月18日、原子力安全・保安院から債務者に対して「敷地内破砕帯の追加調査計画の策定について（指示）」が出された（甲 121の3）、という経緯となっている。

すなわち、現行の耐震設計審査指針の基準によれば、現状の債務者所持資料だけではF-6 破砕帯が活断層でないとは断定できず、追加調査の指示が出された段階である。

したがって、F-6 破砕帯に関する追加調査の結果を見ないうちに本件発電所の運転を継続することは、安全性の確認がなされていない状況で原発の運転が行われていることを示すものである。再調査によってF-6 破砕帯が活断層であることが明らかになれば、債権者主張書面（3）（7月9日付）10頁で主張しているように、平成18年9月19日に改訂した耐震設計審査指針の運用・解釈を明確

にすることを目的とした「発電用原子炉施設の耐震安全性に関する安全審査の手引き」（甲102）に反し、運転及び設置そのものが許されない。

- 3 なお、債務者が提出した陳述書（乙26）は、債務者側主張をまとめたものと思われるが、その結論（13頁）において、追加調査指示である平成24年7月18日付け原子力安全・保安院の指示文書の中でも「F-6破砕帯の活動性について、専門家からの意見を聴取した結果、活断層であるとの指摘はなく、活動性は無いのではないかとの意見が複数ありました」という記載をことさらに強調して引用している。債務者が本件発電所の再稼働を正当化するための陳述書であることはここに明らかであり、何ら客観性のない証拠であることをまず指摘する。

内容的にも、例えば、件の北西側側壁基底部スケッチ（甲89 6-8-190）をとりあげての説明につき、「なお、図-4（*同スケッチのこと）において基盤岩と砂礫層の境界に段差があるように見えているのは、基盤岩のうち破砕帯部分は、周りの破砕されていない部分と比べて、水が流れること等による侵食に対する抵抗性が弱いことから、選択的に侵食されて削られたものであり、F-6破砕帯の活動によるものではないと考えています。」（4頁）との記述がある。

しかし、北西側の破砕帯の段差について、断層活動によるものであることを否定し、抵抗性が弱いために侵食されて削られたというのであれば、南東側側壁に露頭している破砕帯はなぜ全く侵食されていないのであろうか。債務者がF-6破砕帯を活断層と認めたくないがために説明を弄しているとしか見えない。

裁判所におかれては、債務者主張をまとめただけの陳述書（乙26）をもって専門家意見に代えることができるはずがないことを踏まえ、これから開始される再調査の結果によりF-6破砕帯の活断層疑惑の決着が付くまで、大飯発電所3・4号機の運転を認めるべきではない旨の決断をされたい。

- 4 最後に念のために言及すると、そもそも②平成18年の発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針の改訂に伴い、耐震設計上考慮する活断層と評価する判断基準の一つとして「最新の活動時期が5万年前以降であること」とされていたの

が（甲 89、6-3-61～6-3-62 頁）、「後期更新世以降（約 13 万年前～約 12 万年前以降）の活動が否定できないもの」と変更され、活断層の規定が安全側に厳しいものとなっている（甲 71、5 頁）。

F-6 破砕帯が活断層であるかどうかを判断するためには、その活動性については、債務者がこれまで主張してきた敷地周辺の火山灰の年代を代用する間接的手法ではなく、これから開始されるトレンチ調査などにより、F-6 上載層の地層の年代測定や、あるいは F-6 上載層の中の火山灰調査など、直接的な手法によって明らかにされる必要がある。

以上